平成２３年（フ）第６０４号
金沢市畝田東１丁目66番地、従前の住所金沢市示野町西63番地２
債務者　勝目　尚代
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６１３号
金沢市みどり１丁目180番地　市営住宅Ｄ２棟404号
債務者　宮本　祐子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８０３号
名古屋市港区稲永４丁目５番１―202号　中稲永荘
債務者　石川　典孝
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１０８号
名古屋市西区市場木町344番地の１　藤和シティホームズ庄内緑地1303号
債務者　安藤　正治
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５５号
兵庫県加古郡播磨町東本荘１丁目６番22号
債務者　小泉　逸資
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４７４号
広島市中区昭和町12番８―506号
債務者　松本アキ子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７６号
北九州市八幡東区前田１丁目11番５―806号
債務者　中島健太郎
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０９３号
福岡県遠賀郡芦屋町浜口町６番Ａ―45号
債務者　林　ひとみ
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０９４号
北九州市八幡西区東王子町６番１―205号
債務者　伊東　芳江（旧姓遠山）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５１８号
大分市牧２丁目６番３号　実コーポ101
債務者　高橋　恵祐
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５４８号
大分県別府市大字野田11番地の７
債務者　賀来　昌広
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５４９号
大分県別府市大字野田11番地の７
債務者　賀来　孝志
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５２８号
宮崎市大字島之内9206番地
債務者　佐藤　亜矢
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６７号
鹿児島県南さつま市加世田武田16916番地
債務者　髙倉　純雄
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第４３５号
佐賀県佐賀市鬼丸町７番18号
債務者　森田　祐子（旧姓小宮・田中）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月20日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
岩手県花巻市東和町安俵３区44番地１、前住所岩手県花巻市東和町小通１区160番地
債務者　小菅　基夫
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１４７号
岩手県北上市北鬼柳21地割93番地３　市営北鬼柳住宅１―401号、前住所岩手県北上市和賀町長沼２地割169番地14
債務者　里　　利幸
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１８５号
宮城県大崎市古川大宮六丁目３番16号　コーポアリッサム201号、従前の住所宮城県大崎市田尻字町123番地１
債務者　田中　和歌
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係